平成２２年（フ）第１９１号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1231番地２　サンハイツ中田Ｉ―202号
債務者　保坂あや子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
山梨県中央市布施1994番地４
債務者　桑本　高美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
山梨県甲府市大里町977番地４ステイタスヒル甲府弐番館106
債務者　笠井　真理
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
山梨県甲斐市西八幡3432番地８
債務者　齋藤　知子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
山梨県笛吹市八代町岡1661番地　市営久保田団地５－５
債務者　河西　圭子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
山梨県北杜市高根町東井出1352番地３
債務者　井口　友太
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
山梨県甲府市後屋町653番地　２―60
債務者　ＩＷＡＳＥ　ＭＡＲＣＵＳ　ＶＩＮＩＣＩＵＳ（岩瀬マルコス）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
山梨県甲府市塩部１丁目９番23号
債務者　石原千惠美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
山梨県中巨摩郡昭和町押越2432番地１
債務者　中込　和美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
山梨県山梨市落合１番地
債務者　中村俊二郎
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
山梨県南巨摩郡身延町波木井1200番地２
債務者　藤田　ゆか
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
山梨県甲府市徳行２丁目８番３号コアマンション甲府レイシャス407号
債務者　齋藤　文子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
長野県北安曇郡白馬村大字北城1801番地イ
債務者　平林　芳子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６０９号
岐阜県本巣郡北方町加茂308番地の101
債務者　松原　逸子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１号
岐阜市伊吹町１丁目21番地
債務者　野々村光子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２号
岐阜市伊吹町１丁目21番地
債務者　野々村知子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２８号
岐阜市西島町14番11―803号　キャッスルハイツ西島町
債務者　余　　清保
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所